

下関市職員の配偶者同行休業に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員の配偶者同行休業に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）から第 3 項まで及び第 6 項から第 8 項まで並びに同条第 1 1 項において準用する法第 2 6 条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員（同条第 1 項に規定する職員をいう。第 1 0 条第 2 項及び第 3 項を除き、以下同じ。）の配偶者同行休業（法第 2 6 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 2 6 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 2 6 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 8 条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学に相当する外国の大

学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請）

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が規則で定める休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が当該職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、前項の規定による更新をする場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職

員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 下関市職員退職手当支給条例（平成17年条例第61号）第10条の4第1項及び第12条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第10条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての下関市職員退職手当支給条例第12条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(下関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 下関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第7条第1項中「同条例」を「会計年度任用職員給与等条例」に改め、

「（昭和 25 年法律第 261 号）」を削る。

第 10 条第 1 号中「育児休業法」を「地方公務員法第 26 条の 6 第 7 項又は育児休業法」に改める。

（下関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 3 下関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 346 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 10 号を第 11 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）職員の休業に関する状況

（下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 4 下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 17 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第 18 条の 3 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 5 下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 17 年条例第 305 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第 22 条の 3 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

提案理由

職員の配偶者同行休業について、必要な事項を定めるため。

下関市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

下関市子ども・子育て審議会条例（平成 2 5 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 7 7 条第 1 項各号」を「第 7 2 条第 1 項各号」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(3) 子どもの貧困対策に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(4) 子ども・若者育成支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

第 3 条第 2 項中「委嘱」を「委嘱し、」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 貧困対策に関する事業に従事する者で市の職員以外のもの

第 3 条第 4 項中「又は第 3 号」を「、第 3 号又は第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

下関市子ども・子育て審議会の担当事務を定め、及び委員の区分を加え、並びに子ども・子育て支援法の一部改正に伴う所要の条文整理を行うため。

下関市旅館業の施設の設置基準等に関する条例及び下関市手数料
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市旅館業の施設の設置基準等に関する条例及び下関市手数料
条例の一部を改正する条例

(下関市旅館業の施設の設置基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 下関市旅館業の施設の設置基準等に関する条例（平成 2 4 年条例第
4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の
4 第 3 項」に、「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 2 条第 1 項及び第 3 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第
2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 5 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

(下関市手数料条例の一部改正)

第 2 条 下関市手数料条例（平成 2 4 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改
正する。

別表第 5 1 5 の項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項
又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図
るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の
日から施行する。

提案理由

旅館業法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市火災予防条例の一部を改正する条例

下関市火災予防条例（平成 1 7 年条例第 3 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「おける」を「設ける」に改め、同項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 1 3 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 1 0 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 1 3 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 1 3 条第 4 項中「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の部 気体燃料の項の次に次のように加える。

固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の下関市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」と総称する。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施

行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

令和 5 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 5 年 8 月 1 0 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

令和 5 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、専決処分したため。

別紙

令和5年度 下関市一般会計補正予算（第4回）

令和5年度下関市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,683,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,656,006千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年8月10日

下関市長 前田 晋太郎

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		110,000	1,683,000	1,793,000
	1 農林水産施設災害復旧費	35,000	339,000	374,000
	2 土木施設災害復旧費	75,000	1,344,000	1,419,000
歳出合計		126,973,006	1,683,000	128,656,006

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
災害復旧債	97,700	1,645,500	債券発行又は普通貸借	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	40年以内（据置を含む）において元金均等若しくは元利均等又は借入先と協議して定めるものによる。ただし、市財政の都合又は融通条件により起債額の全額又は一部を繰延べ起債し並びに償還年限を短縮し繰上償還することができるものとする。
計	8,408,478	9,956,278			

令和 5 年度

下関市一般会計補正予算
に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額
20 繰入金	5,571,900
23 市債	8,408,478
歳入合計	126,973,006

(単位：千円)

補 正 額	計
135,200	5,707,100
1,547,800	9,956,278
1,683,000	128,656,006

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費	110,000	1,683,000	1,793,000
歳出合計	126,973,006	1,683,000	128,656,006

(2) 歳入

款			補正前の額	補正額	計
	項				
		目			
20	繰入金		5,571,900	135,200	5,707,100
	2	基金繰入金	5,567,141	135,200	5,702,341
		1	財政調整基金繰入金	135,200	1,435,200
23	市債		8,408,478	1,547,800	9,956,278
	1	市債	8,408,478	1,547,800	9,956,278
		9	災害復旧債	1,547,800	1,645,500

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	135,200	
1 農林水産施設災害復旧債	223,800	農業用施設災害復旧債 213,800 水産業用施設災害復旧債 10,000
2 土木施設災害復旧債	1,324,000	補助土木災害復旧債

(3) 歳出

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	市債	その他	
11	災害復旧費	110,000	1,683,000	1,793,000		1,547,800		135,200
	1 農林水産施設 災害復旧費	35,000	339,000	374,000		223,800		115,200
	1 農業用施設 災害復旧費	35,000	329,000	364,000		213,800		115,200
	2 水産業用施 設災害復旧 費	0	10,000	10,000		10,000		
	2 土木施設災害 復旧費	75,000	1,344,000	1,419,000		1,324,000		20,000
	2 補助災害復 旧費	0	1,344,000	1,344,000		1,324,000		20,000

(単位：千円)

節			目 的 説 明
区 分	金 額	説 明	
12 委託料	329,000	測量委託 329,000	現年発生災害復旧事業
12 委託料	10,000	測量委託 10,000	現年発生災害復旧事業
12 委託料	1,344,000	測量委託 1,344,000	現年発生災害復旧事業

2. 地方債の補正に関する調書

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当該年度末 現在高 見込額 (補正後)
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当該年度中元 金償還見込額	
			補正前の額	補正額	計		
2 災害復旧債	810,737	953,568	97,700	1,547,800	1,645,500	111,586	2,487,482
(3) 農林水産	39,144	42,677	22,700	223,800	246,500	8,462	280,715
(4) 土 木	748,926	887,558	75,000	1,324,000	1,399,000	100,291	2,186,267
合 計	118,749,736	113,661,844	8,408,478	1,547,800	9,956,278	12,061,596	111,556,526

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり策定する。

提案理由

角島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するため。

総合整備計画書

山口県下関市豊北町角島辺地
(辺地の人口 638人 面積 3.84km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

下関市豊北町大字角島

字赤田、字朝晩田、字井上月、字池ノ尻、字石原、字井蓋ヶ浴、字射場、字五十新開、字馬茸、字後田無、字うそうそ、字沖田、字岡、字岡ノ辻、字岡ノ臺、字大久保、字尾山黒瀬、字小野ノ手、字大平、字奥ノ河内、字仮屋、字上迫ノ田、字仮島、字神田、字笠岩、字片山、字北ヶ迫、字北ヶ浴、字黒山、字久保、字黒瀬、字源臺ヶ岡、字小僧都、字小新開、字小磯、字河原、字小通、字小濱臺、字米島、字迫、字迫ノ内、字迫ノ臺、字迫河内、字坂根、字四別當、字下向、字甚地島、字下迫ノ田、字正下、字下ノ臺、字新波戸、字城、字正新ヶ波戸、字正ノ田、字白ノ久保、字下口、字椎ノ木原、字洲口、字菅蓋、字水合、字助才根、字隅ノ臺、字瀬崎、字竹ノ下、字高畑、字高場、字多々良崎、字田ノ尻、字垂角、字立ノ鼻、字田代、字高岩、字田無、字鯛ノ浦、字辻ヶ畑、字辻、字筒石、字辻ヶ濱、字塚ノ上、字峠、字道手原、字道手浴、字堂畑、字飛渡、字堂ノ奥、字中道、字長早山、字中俵、字菜切ヶ口、字長島、字西ヶ迫、字西ノ川、字野崎、字花ヶ迫、字張ヶ崎、字濱ノ田、字八正月、字濱、字濱淵、字八ヶ久保、字波戸ノ上、字濱詰、字東、字広島、字平坊、字平田、字稗田ノ臺、字稗田、字藤ヶ迫、字弁才天、字堀田、字坊ノ下、字保木ヶ迫、字牧口、字牧崎、字松崎、字松原、字丸山、字見附浦、字宮ノ脇、字無井ノ臺、字向山、字森ノ前、字山ノ田、字山田、字焼野、字山ノ手、字夢崎、字前田無手、字迫の台、字廣島、字甚地畑、字仮鼻、字後田無手、字道手、字畔地、字伊原、字七十新開、字内河内、字後、字うそく、字江後、字尾崎、字通瀬、字経檀坊、字喜一ヶ山、字小迫、字迫ノ田、字椎木原、字菅ノ下、字瀬寄、字臺、字竹ノ鼻、字津江、字堂ノ本、字中尾、字中ノ上、字菜切ヶ口、字濱崎、字鳩嶋、字船ヶ迫、字坊、字箒木ヶ迫、字松添、字松東、字岬ヶ迫、字見付浦、字向田ノ尻、字無角、字山瀬、字山根、字休殿、字屋敷、字焼野高山、字夢崎、字頼崎、字甚地、字仮り島、字隅ノ台、字立ノ臺、字道中、字長山、字浜ノ田、字樫ノ実谷、字小濱ノ台、字張ヶ峯、字多々良峯、字塔ノ山、字仮り屋、字野寄、字濱詰、字経檀坊、字夢崎

(2) 地域の中心の位置 山口県下関市豊北町大字角島字小野ノ手
2 2 5 2 番 2

(3) 辺地度点数 1 6 8 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

角島は、平成12年11月に角島と本土を結ぶ角島大橋が開通し、交通の面においては、利便性が向上したものの、市の最北端に位置しており、市の中心部から遠く離れた島であることから、依然として生活環境の諸条件に恵まれていない。

また、島内の生活道路の大半は、幅員が狭小で普通車両の通行が困難な路線が多く、特に、住宅密集地域においては、緊急車両の進入ができず、常備消防から遠隔地であることと相まって、迅速な消防活動ができない等、防災対策上、多くの課題が残っている。

この現況の中、角島分団第3部に配備された小型動力ポンプは、消火活動の最前線で使用する消防用ポンプで平成9年の配備から25年以上が経過しており、老朽化が著しい状況にある。

このため、既存のものより高機能な小型動力ポンプに更新することで、角島地区の消防団機能の強化を図り、地域住民の安全・安心を確保する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度の1年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
小型動力ポンプ	下関市	2,100	0	2,100	2,100
合計		2,100	0	2,100	2,100

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙 1 及び別紙 2 のとおり辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更する。

提案理由

六連島辺地及び蓋井島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するため。

総合整備計画書（第3次変更）

山口県下関市六連島辺地
（辺地の人口 86人 面積 0.69km²）

1 辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称

下関市大字六連島

字後山、字うなどり、字音次郎、字音次郎山、字金掛、字北、字北ノ段、字郷ノ浦、字坂口、字新比羅、字空方、字台、字高迫、字滝ノ上、字滝ノ本、字辻、字辻ノ森、字塔納、字屯兵衛山、字蜂ヶ久保、字伴谷、字平岩、字船着、字牧、字牧芝山、字牧ノ岩、字牧ノ谷、字まぶた、字水ノ本、字道瀬、字道瀬ヶ原、字南、字南台、字南台坂、字南台森、字明神、字向方、字向井方、字安瀬、字矢藤田、字先ノ森

（2）地域の中心の位置 山口県下関市大字六連島字台274番地

（3）辺地度点数 224点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

竹崎・六連島間を運航区間とする六連島航路は、離島である六連島と本土をつなぐ唯一の交通機関である。

竹崎側の係留施設である現行の浮棧橋は、昭和29年に当時の日本国有鉄道が関門航路（昭和39年廃止）で使用していたものを譲り受け、竹崎棧橋として転用したものである。

当該係留施設は、整備から66年以上経過し、老朽化が著しく、棧橋内部に海水が浸水し、年に数回、ポンプによる海水の汲出し作業を行っている状況にあり、六連島航路を安全に維持していくために、新たな棧橋（浮棧橋）と、それに架ける渡橋の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和5年度まで 3年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
六連丸係留施設（浮 棧橋及び渡橋）	下関市	235,000	117,500	117,500	117,500
合計		235,000	117,500	117,500	117,500

総合整備計画書（第1次変更）

山口県下関市蓋井島辺地
（辺地の人口 84人 面積 2.32km²）

1 辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称

下関市大字蓋井島

字筏石、字影山、字笠松、字からから、字川ノ上、字貴船、字草野山、字桑木添、字乞月、字小白瀬、字下り、字白瀬、字台場、字高野、字田ノ口、字田町、字西ケ嶽、字鱻居、字宮ノ脇、字向、字村中、字山田、字ヨフガイノ腰、字網ケ窪

（2）地域の中心の位置 山口県下関市大字蓋井島字村中75番1

（3）辺地度点数 267点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

蓋井島は、本市の西6キロメートルの海上にある指定離島であり、平坦地に乏しい丘陵性の地形で、山地が大部分を占めるため、海岸付近の平坦地及びその周辺に比較的まとまった集落が形成されている。

蓋井島漁港漁業集落排水処理施設は、供用開始してから20年が経過し、機械電気設備等の老朽化による不具合が多数発生していることから、安定的な運転を行うため老朽化対策を計画的に推進し、機能回復による長寿命化を図る必要がある。

また、本市では、水銀に関する水俣条約に基づき、令和3年以降水銀を使用した製品の製造、輸出及び輸入が原則禁止となったこと並びに体育館の高天井照明器具の製造が中止となったことを受け、体育館の高天井照明器具のLED化を推進しているため、下関市立蓋井小学校体育館の照明器具の取替工事を実施する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和6年度まで 3年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
排水処理施設	下関市	192,000	135,300	56,700	56,700
小学校体育館照明器具	下関市	3,480	0	3,480	3,400
合計		195,480	135,300	60,180	60,100

公有水面の埋立てに伴い新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

公有水面の埋立てに伴い新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、公有水面の埋立てに伴い本市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり町の区域を変更する。

記

1 新たに生じた土地の位置及び面積

下関市新垢田北町 1 0 番 1 から新垢田西町三丁目 2 番 1 を経て新垢田西町二丁目 3 番 1 に至る間の土地に接する国有海浜地地先公有水面で、次の①の点から⑧の点までを順次結んだ線及び⑧の点と①の点を結んだ線に囲まれた区域 6, 3 0 8. 3 1 平方メートル

①の点 金比羅山三等三角点（北緯 3 3 度 5 8 分 0 9 秒、東経 1 3 0 度 5 4 分 5 5 秒）から 3 1 4 度 3 4 分 3 3 秒 2, 5 0 7. 8 9 メートルの点

②の点 ①の点から 2 7 5 度 0 7 分 2 8 秒 2 3 9. 0 3 メートルの点

③の点 ②の点から 5 度 0 7 分 2 8 秒 1 9. 8 3 メートルの点

④の点 ③の点から 9 5 度 0 5 分 4 7 秒 1 5 0. 9 2 メートルの点

⑤の点 ④の点から 5 度 0 7 分 4 6 秒 1 9. 9 3 メートルの点

⑥の点 ⑤の点から 9 5 度 0 9 分 0 6 秒 7 8. 1 7 メートルの点

⑦の点 ⑥の点から 1 8 5 度 1 1 分 4 2 秒 1 9. 9 9 メートルの点

⑧の点 ⑦の点から 9 5 度 1 1 分 4 4 秒 9. 9 7 メートルの点

2 土地の処分要領

長州出島に編入する。

提案理由

公有水面の埋立てに伴い、本市の区域内に新たに土地を生じたため。

公有水面の埋立てに伴い新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

公有水面の埋立てに伴い新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、公有水面の埋立てに伴い本市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり町の区域を変更する。

記

1 新たに生じた土地の位置及び面積

下関市新垢田西町二丁目 3 番 1 に接する国有海浜地地先公有水面で、次の①の点から④の点までを順次結んだ線及び④の点と①の点を結んだ線に囲まれた区域 1 9 9 . 1 7 平方メートル

①の点 金比羅山三等三角点（北緯 3 3 度 5 8 分 0 9 秒、東経 1 3 0 度 5 4 分 5 5 秒）から 3 1 5 度 0 7 分 3 5 秒 2 , 5 4 0 . 9 8 メートルの点

②の点 ①の点から 1 8 5 度 1 1 分 4 2 秒 1 9 . 9 9 メートルの点

③の点 ②の点から 9 5 度 1 1 分 4 4 秒 9 . 9 7 メートルの点

④の点 ③の点から 5 度 0 7 分 5 5 秒 2 0 . 0 0 メートルの点

2 土地の処分要領

長州出島に編入する。

提案理由

公有水面の埋立てに伴い、本市の区域内に新たに土地を生じたため。

公有水面の埋立てに伴い新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

公有水面の埋立てに伴い新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、公有水面の埋立てに伴い本市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり町の区域を変更する。

記

1 新たに生じた土地の位置及び面積

下関市長州出島 6 番から同町 1 0 番 1 を経て同町 8 番に至る土地の地先公有水面で、次の①の点から⑦の点までを順次結んだ線及び⑦の点と①の点を結んだ線に囲まれた区域 4, 7 5 6. 8 9 平方メートル

①の点 金比羅山三等三角点（北緯 3 3 度 5 8 分 0 9 秒、東経 1 3 0 度 5 4 分 5 5 秒）から 3 1 1 度 2 0 分 4 9 秒 2, 6 9 6. 7 4 メートルの点

②の点 ①の点から 2 7 5 度 0 7 分 2 8 秒 2 3 4. 8 5 メートルの点

③の点 ②の点から 2 7 5 度 1 8 分 3 6 秒 1 9. 9 1 メートルの点

④の点 ③の点から 5 度 1 4 分 4 4 秒 5. 1 8 メートルの点

⑤の点 ④の点から 9 5 度 0 7 分 2 1 秒 1 9. 9 0 メートルの点

⑥の点 ⑤の点から 5 度 0 7 分 3 6 秒 1 4. 5 5 メートルの点

⑦の点 ⑥の点から 9 5 度 0 7 分 0 6 秒 2 3 4. 8 5 メートルの点

2 土地の処分要領

長州出島に編入する。

提案理由

公有水面の埋立てに伴い、本市の区域内に新たに土地を生じたため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

長府苑（旧田中隆邸）を保存するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号
三菱重工業株式会社
代表取締役 泉 澤 清 次
- 2 目 的 地 下関市長府黒門東町 3 1 7 0 番ほか 5 筆
1 6 , 6 3 6 . 5 2 平方メートル（内識別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 3 1 3 , 1 0 0 , 0 0 0 円

提案理由

長府苑（旧田中隆邸）の保存を目的として、財産を取得するため。

別表

所在	地番	面積 (㎡)
下関市長府黒門東町	3 1 7 0 番	1 1 , 2 0 3 . 5 2
〃	3 1 7 0 番 4	2 , 5 4 2 . 0 0
〃	3 1 7 0 番 5	2 , 3 7 0 . 0 0
〃	3 1 7 0 番 6	2 1 3 . 0 0
〃	3 1 7 0 番 7	2 6 8 . 0 0
〃	3 1 7 0 番 4 4	4 0 . 0 0
合計		1 6 , 6 3 6 . 5 2

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

工事請負契約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 5 年 8 月 4 日下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和 4 年 9 月 2 2 日可決議案第 1 2 4 号「工事請負契約締結について」中
「3 請負代金額 2,444,965,600円」を
「3 請負代金額 2,512,945,600円」に変更する。

提案理由

下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷さばき所建築主体工事の請負契約の一部変更について、専決処分したため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

ブルドーザーを更新するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 東京都港区白金一丁目 1 7 番 3 号
コマツカスタマーサポート株式会社
代表取締役社長 粟 井 淳
上記代理人 山陽小野田市大字西高泊 5 7 6 - 1
コマツカスタマーサポート株式会社中国カンパニー小野田
支店
支店長 三 谷 聡
- 2 目 的 物 ブルドーザー 1 台
- 3 取 得 価 格 3 9 , 6 0 0 , 0 0 0 円

提案理由

ブルドーザーを取得するため。

地方独立行政法人下関市立市民病院に係る第 4 期中期目標を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

地方独立行政法人下関市立市民病院に係る第 4 期中期目標を定めることについて

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり地方独立行政法人下関市立市民病院に係る第 4 期中期目標を定めることについて、同条第 3 項の規定により、本市議会の議決を求める。

提案理由

地方独立行政法人下関市立市民病院に係る第 4 期中期目標を定めるため。

別紙

地方独立行政法人下関市立市民病院第4期中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院が担う役割と機能

(1) 診療機能等の充実

ア 高度医療及び専門医療の充実

イ がん医療の充実

ウ 救急医療の取組

エ 予防医療の充実

(2) へき地医療拠点病院としての役割強化

(3) 災害時及び感染症流行時における対応

ア 災害時における対応

イ 感染症流行時における対応

(4) 地域医療への貢献

ア 地域医療構想等の推進

イ 地域医療支援病院としての役割強化

ウ 地域包括ケアシステムの推進

エ 地域医療の担い手の育成・支援

(ア) 将来における地域医療の担い手の育成

(イ) 潜在看護師への支援

2 患者満足度の向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

(2) 職員の接遇向上

(3) 患者の視点に立ったサービスの提供

3 医療提供体制の充実

- (1) 医療従事者の確保
- (2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上
- 4 医療に関する調査及び研究
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 1 運営管理体制の充実
 - (1) 業務運営体制の構築
 - (2) 事務職員の人材確保及び育成強化
 - (3) 外部評価等の活用
 - (4) 内部統制の充実・強化
 - (5) 情報公開
 - (6) 医療知識の普及啓発及び情報発信
 - (7) 人事制度・給与体系の構築
 - (8) デジタル化への対応
 - 2 働き方改革の推進
- 第4 財務内容の改善に関する事項
 - 1 安定した経営基盤の確立
 - 2 収益の確保
 - 3 経費の適正管理
 - 4 計画的な施設及び医療機器の整備
- 第5 その他業務運営に関する重要事項
 - 1 市の健康福祉関連施策への積極的な協力

前文

地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「市民病院」という。）は、平成24年（2012年）4月の設立以来、「安心の優しい医療を提供し、市民から信頼される病院を目指します」を基本理念に、下関地域の中核病院として、災害拠点病院としての役割を担うとともに、救急医療をはじめとする高度医療の提供に取り組んできた。

令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの第3期中期目標期間中においては、第2期（平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）まで）に引き続き、地方独立行政法人制度の特長を生かし、柔軟かつ機動的な病院経営の下、職員が一丸となって中期目標の達成に取り組んできた。

特に、新型コロナウイルス感染症への対応については、第二種感染症指定医療機関・新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、関係機関と連携を図りながら、感染患者やその疑いのある者の受入れを積極的に行うなど、最前線で感染症対応に当たりながら、診療体制を維持し、市民病院としての役目を果たしてきたところである。

一方、近年の病院経営は、少子高齢化の進展による疾病構造の変化、人口減少、新型コロナウイルス感染症の影響による病床稼働率の低下などにより、非常に厳しい状況となっている。

令和6年度（2024年度）からの第4期中期目標においては、令和4年3月に総務省から示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」、山口県保健医療計画及び山口県地域医療構想並びに下関市地域医療の確保に関する基本計画を踏まえ、地域全体で持続可能な医療提供体制を確保するために、引き続き、下関地域の中核病院としての役割を果たし、市民の健康の維持及び増進に寄与することを期待し、ここに中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院が担う役割と機能

(1) 診療機能等の充実

ア 高度医療及び専門医療の充実

下関地域の中核的な医療機関として、他の医療機関では行うことが困難な高度医療を提供すること。また、地域の医療機関との連携及び役割分担を図り、専門的な医療を提供すること。

イ がん医療の充実

患者に最適な医療を提供するため、がん診療機能の高度化及び専門化を図るとともに、地域の医療機関と連携し、緩和ケアの充実を図ること。また、がんに関する相談体制の充実を図ること。

ウ 救急医療の取組

地域の医療を守るため、二次救急医療機関として救急搬送の受入体制を確保するとともに、地域の医療機関との連携・協力を一層推進し、救急患者の積極的な受入に努めること。

エ 予防医療の充実

地域全体の健康水準を高めるため、生活習慣病をはじめとした各種疾病の早期発見、早期治療を推進し、予防医療を充実させること。

(2) へき地医療拠点病院としての役割強化

へき地の医療を守るため、引き続き下関市立豊田中央病院と連携を図るとともに、へき地医療拠点病院として求められる巡回診療、へき地の医療機関への医師派遣及び代診医派遣を積極的に行うこと。

(3) 災害時及び感染症流行時における対応

ア 災害時における対応

災害発生時に、必要な医療を提供するため、設備や備蓄の充実を図るとともに、患者の受入れや医療チームの派遣等の救護活動を積極的

に実施すること。併せて、医療機能の維持・早期回復のためのマニュアルや業務継続計画の充実に努めること。

イ 感染症流行時における対応

公衆衛生上重大な健康被害が発生する感染症流行時に、第二種感染症指定医療機関として、国、県、市、大学等の関係機関及び関係団体と協力して迅速な対応を行うこと。

また、新興感染症等の感染拡大時に、病床の確保等、必要な対策が機動的に講じられるよう、平時からの取組を進め、感染症医療における中核的な役割を果たすこと。

(4) 地域医療への貢献

ア 地域医療構想等の推進

山口県地域医療構想を踏まえ、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を図るとともに、下関医療圏地域医療構想調整会議が示した今後の方向性を踏まえ、病院再編・統合の可能性について検討し、下関医療圏の持続可能な医療提供体制の構築を、他の病院と連携し進めること。

イ 地域医療支援病院としての役割強化

紹介患者に対する医療の提供や救急医療の提供等、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、病院間の連携等により、プライマリ・ケアの研修・指導を実施することが可能な体制を整備すること。

ウ 地域包括ケアシステムの推進

地域医療に貢献するため、地域の医療・介護・福祉関係機関、行政等との連携・協力体制の更なる充実に図り、地域包括ケアシステムの中核を担うために、ネットワーク機能を強化すること。

また、在宅医療の提供を推進する病院として、在宅医療を提供する医療機関と連携し、緊急入院を希望する患者の受入れを行うこと。

エ 地域医療の担い手の育成・支援

(ア) 将来における地域医療の担い手の育成

医学生や看護学生をはじめ医療従事者を志す学生が医療の現場において知識や技術を学べるよう、積極的に実習生の受入れを行うと

ともに、中高生に対する職業体験等を実施し、将来における地域医療の担い手の育成に努めること。

(4) 潜在看護師への支援

看護師免許を保有しているが医療現場を離れている潜在看護師に対し、看護師としての基礎的な知識・技術・態度等を習得し、及び再認識することができる看護師実習研修を実施することで、再就職を支援すること。

2 患者満足度の向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底するなど、常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した「患者中心のチーム医療」の充実を図るとともに、患者に必要とされる相談支援体制等の強化を図ること。

(2) 職員の接遇向上

患者及びその家族並びに市民から信頼される病院であり続けるため、全ての職員が接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。

(3) 患者の視点に立ったサービスの提供

患者満足度調査（アンケート等）の実施により患者のニーズを把握し、改善の必要性について分析を行うとともに、必要に応じて迅速かつ的確に対応すること。

また、ボランティアとの連携を図り、患者に寄り添った対応ができるよう努めること。

3 医療提供体制の充実

(1) 医療従事者の確保

提供する医療水準を向上させるため、医師や看護師をはじめ、チーム医療に欠かせない多様な専門職種の人材確保に努め、魅力ある病院づくりに努めること。

また、臨床研修医や専攻医等の若手医師の確保に努めること。

(2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上

医療従事者の専門化及び技術の高度化を図るため、研修環境の整備や

資格取得に対する支援策を充実させること。

4 医療に関する調査及び研究

医療の発展に寄与するとともに、市民病院が担うべき医療の質の向上を図るため、医療に関する調査及び研究を行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営管理体制の充実

(1) 業務運営体制の構築

地方独立行政法人の特長を生かし、理事長がリーダーシップを発揮して市民病院の運営を的確に行うとともに、理事会、事務部門等の組織体制を充実し、権限と責任の所在を明確にした自立性及び機動性の高い運営管理体制の充実を図ること。

(2) 事務職員の人材確保及び育成強化

病院運営に関する専門知識及び経営感覚を持った職員の計画的な採用に努めるとともに、経営手法の企画・立案に関する戦略機能を強化するため、経営支援を的確に行える人材の育成に努めること。

(3) 外部評価等の活用

病院機能評価等の外部評価を活用し、業務管理の見直しと課題の改善を図ること。

(4) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化を図るため、内部監査のほか、リスク管理の取組を推進すること。

(5) 情報公開

診療録（カルテ）等の開示等情報の公開については、個人情報の保護に十分留意して、個人情報の保護に関する法律及び本市条例に基づき適切に対応すること。

(6) 医療知識の普及啓発及び情報発信

市民病院の役割、提供するサービス及び疾病予防や健康に関する知識を市民にわかりやすく情報発信し、普及啓発を行うこと。

(7) 人事制度・給与体系の構築

職員の人事評価や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した、職員がやりがいを持てる人事制度や給与体系の構築を図ること。

(8) デジタル化への対応

デジタル化を推進し、医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進及び病院経営の効率化を図ること。

また、厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底すること。

2 働き方改革の推進

職員の健康やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確保に向けて、働き方改革に取り組むこと。また、医師の時間外労働規制の適用に当たっては、適正な労務管理に努め、タスクシフト／シェア（業務の移管や共同化）の推進などにより、医師の時間外労働の縮減を図るとともに、一方で医療提供体制に支障を及ぼすことがないように、その体制整備に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 安定した経営基盤の確立

経常収支比率を100パーセント以上とするとともに、更なる経営の効率化及び健全化に向けた取組の推進により、安定した経営基盤を確立すること。

2 収益の確保

効率的な病床利用及び適正な診療収入の確保並びに未収金の発生防止に努めるとともに、診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応して収益の確保に努めること。

3 経費の適正管理

給与水準や職員配置の適正化等による人件費の適正化、診療材料の調達コストの縮減、後発医薬品の使用促進等による材料費の抑制など主要な費用について、具体的な数値目標を設定すること。また、運営費負担金は、地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例であることから、自立した

経営基盤の確立に向け、更なる経営の健全化に取り組むこと。

4 計画的な施設及び医療機器の整備

施設及び医療機器の整備については、整備計画を策定し、実施すること。特に、高度な医療機器については、減価償却費や償還等を考慮し、十分検討した上で整備すること。また、医療ニーズや環境の変化、医療技術の進展等、必要に応じ、計画の見直しを行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 市の健康福祉関連施策への積極的な協力

市立病院の使命として、市の健康福祉関連施策に対して積極的に協力すること。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

下関市立歴史博物館に所蔵するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- | | | | | | | | | | | |
|---|--------|-----------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 契約の相手方 | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| | | × | × | × | × | | | | | |
| 2 | 目的物 | 三吉家資料 400件（内識別表のとおり。） | | | | | | | | |
| 3 | 取得価格 | 60,000,000円 | | | | | | | | |

提案理由

三吉家資料を取得するため。

別表

財産の名称	数量	金額
坂本龍馬書状 三吉慎蔵宛 慶応2年8月16日付	1通	9,230,000円
坂本龍馬書状 三吉慎蔵宛 慶応3年3月20日付	1通	9,230,000円
坂本龍馬書状 三吉慎蔵宛 慶応3年5月5日付	1通	9,230,000円
坂本龍馬書状 三吉慎蔵宛 慶応3年5月17日付	1通	9,230,000円
坂本龍馬写真原版	1枚	4,620,000円
坂本龍馬・中岡慎太郎・田中光顕 詩歌短冊合装	1幅	4,620,000円
中岡慎太郎書状 三吉慎蔵宛 慶応2年3月14日付	1通	2,306,000円
中岡慎太郎書状 三吉慎蔵宛 慶応2年4月17日付	1通	2,306,000円
中岡慎太郎書状 三吉慎蔵宛 慶応2年5月3日付	1通	2,306,000円
西郷隆盛七言詩 題楠公図	1幅	1,380,000円
その他	390件	5,542,000円
合計		60,000,000円

財産の処分について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

財産の処分について

下記のとおり、財産を処分する。

記

- 1 処分の相手方 下関市綾羅木新町三丁目 7 番 1 号
株式会社安成工務店
代表取締役 安 成 信 次
- 2 目 的 物 下関市富任町五丁目 3 5 番 2
土地 7, 5 1 5 . 1 6 平方メートル
- 3 予 定 価 格 1 3 2, 6 4 2, 5 7 4 円
- 4 代金収入方法 市議会議決後、本契約確定の日から 2 0 日以内に全額収入
する。

提案理由

下関市富任町五丁目の市有地を売却するため。

財産の処分について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

財産の処分について

下記のとおり、財産を処分する。

記

- 1 処分の相手方 東京都千代田区神田和泉町 2 番地
日本通運株式会社
代表取締役 堀 切 智
- 2 目 的 物 下関市長府扇町 1 2 番 1 3 ほか 1 筆
土地 1 0 , 9 7 4 平方メートル (内 訳 別 表 の と お り 。)
- 3 予 定 価 格 1 7 6 , 6 8 1 , 4 0 0 円
- 4 代金収入方法 市議会議決後、売買契約の成立と同時に全額収入する。

提案理由

下関市長府扇町の市有地を売却するため。

別表

所在	地番	面積 (m ²)
下関市長府扇町	1 2 番 1 3	5, 4 8 7
〃	1 2 番 1 4	5, 4 8 7
合計		1 0, 9 7 4

財産の処分について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

財産の処分について

下記のとおり、財産を処分する。

記

- 1 処分の相手方 下関市岬之町 1 8 番 3 3 号
株式会社タカツキ
代表取締役 高 月 明 生
- 2 目 的 物 下関市長府扇町 1 2 番 1 5
土地 5, 9 1 8 平方メートル
- 3 予 定 価 格 9 4, 0 9 6, 2 0 0 円
- 4 代金収入方法 市議会議決後、売買契約の成立と同時に全額収入する。

提案理由

下関市長府扇町の市有地を売却するため。

令和 4 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 4 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 4 年度下関市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	29,130,657,209	891,364,807	534,346,931
議会の議決による処分数額			△181,572,347
建設改良積立金の積立			△181,572,347
処分後残高	29,130,657,209	891,364,807	(繰越利益剰余金) 352,774,584

提案理由

令和 4 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため。

令和 4 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 4 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 4 年度下関市工業用水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	392,747,727	7,796,000	192,652,909
議会の議決による処分数額	65,328,567		△75,473,042
建設改良積立金の積立て			△10,144,475
資本金へ組入れ	65,328,567		△65,328,567
処分後残高	458,076,294	7,796,000	(繰越利益剰余金) 117,179,867

提案理由

令和 4 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため。

令和 4 年度下関市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 4 年度下関市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度下関市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 4 年度下関市公共下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	21, 185, 428, 606	1, 296, 421, 718	1, 344, 162, 267
議会の議決による処分数額	678, 822, 934		△1, 167, 308, 546
減債積立金の積立て			△488, 485, 612
資本金へ組入れ	678, 822, 934		△678, 822, 934
処分後残高	21, 864, 251, 540	1, 296, 421, 718	(繰越利益剰余金) 176, 853, 721

提案理由

令和 4 年度下関市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため。

令和 4 年度下関市病院事業会計資本剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 4 年度下関市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和 4 年度下関市病院事業会計資本剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 4 年度下関市病院事業欠損金処理計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	1, 849, 418, 860	8, 634, 412	△1, 630, 687, 244
議会の議決による処分数額		△2, 697, 474	2, 697, 474
欠損補填		△2, 697, 474	2, 697, 474
処分後残高	1, 849, 418, 860	5, 936, 938	(繰越欠損金) △1, 627, 989, 770

提案理由

令和 4 年度下関市病院事業会計資本剰余金を処分するため。

令和 4 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金の処分
について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 4 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金の処分
について

令和 4 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 4 年度下関市ボートレース事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	10,206,951,522	18,863,347	19,382,606,881
議会の議決による処分数額	3,000,000,000		△14,107,662,287
建設改良積立金の積立			△11,107,662,287
資本金へ組入れ	3,000,000,000		△3,000,000,000
処分後残高	13,206,951,522	18,863,347	(繰越利益剰余金) 5,274,944,594

提案理由

令和4年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金を処分するため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市立大学看護学部棟（仮称）建築主体工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市幡生町二丁目 4 番 2 1 号

古田建設・室田組・永山建設下関市立大学看護学部棟（仮称）建築主体工事共同企業体

代表者 古田建設株式会社

代表取締役 久 光 由 紀 子

構成員 下関市彦島福浦町一丁目 5 番 6 号

株式会社室田組

代表取締役 室 田 直 樹

構成員 下関市幡生宮の下町 2 7 番 1 4 号

永山建設株式会社

代表取締役 永 山 伸 一

2 工 事 名 下関市立大学看護学部棟（仮称）建築主体工事

3 請 負 代 金 額 1, 4 1 3, 5 0 0, 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市大学町二丁目 3 1 3 番 3 3 ほか

提案理由

下関市立大学看護学部棟（仮称）建築主体工事の請負契約締結のため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市立大学看護学部棟（仮称）電気設備工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市秋根南町二丁目 7 番 3 3 号

テツ電設・アイテック下関市立大学看護学部棟（仮称）電気設備工事共同企業体

代表者 有限会社テツ電設

代表取締役 道 祖 哲 平

構成員 下関市棕野町一丁目 1 番 6 号

株式会社アイテック

代表取締役 城 石 豊

2 工 事 名 下関市立大学看護学部棟（仮称）電気設備工事

3 請 負 代 金 額 1 5 6 , 2 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市大学町二丁目 3 1 3 番 3 3 ほか

提案理由

下関市立大学看護学部棟（仮称）電気設備工事の請負契約締結のため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市立大学看護学部棟（仮称）機械設備工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市大字延行 1 1 9 番地 1
合田燃料機器・小林設備下関市立大学看護学部棟（仮称）
機械設備工事共同企業体

代表者 合田燃料機器株式会社
代表取締役 木 村 徳 宏

構成員 下関市三河町 1 2 番 1 2 号
株式会社小林設備
代表取締役 小 林 智 亜 紀

2 工 事 名 下関市立大学看護学部棟（仮称）機械設備工事

3 請 負 代 金 額 3 2 0 , 5 4 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市大学町二丁目 3 1 3 番 3 3 ほか

提案理由

下関市立大学看護学部棟（仮称）機械設備工事の請負契約締結のため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関球場スコアボード改修工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市一の宮町二丁目 9 番 1 7 号

新電設工業・山陽電工下関球場スコアボード改修工事共同
企業体

代表者 新電設工業株式会社

代表取締役 河 本 慶 治

構成員 下関市長府松小田本町 1 5 番 2 7 号

株式会社山陽電工

代表取締役 三 宅 浩 史

2 工 事 名 下関球場スコアボード改修工事

3 請 負 代 金 額 1 8 7 , 4 4 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市大字富任

提案理由

下関球場スコアボード改修工事の請負契約締結のため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

令和 5 年度日本セレモニーウォーク（下関駅前人工地盤）昇降機改修工事（第 3 工区）につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市豊浦町大字川棚 6 3 8 6 番地 2

芝田建設株式会社

代表取締役 芝 田 大 作

2 工 事 名 令和 5 年度日本セレモニーウォーク（下関駅前人工地盤）

昇降機改修工事（第 3 工区）

3 請 負 代 金 額 2 6 8 , 2 9 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市竹崎町四丁目

提案理由

令和 5 年度日本セレモニーウォーク（下関駅前人工地盤）昇降機改修工事（第 3 工区）の請負契約締結のため。

